

■計画期間について【資料 3】

国の基本指針において、障害福祉計画等の計画期間は原則 3 年を一期として策定することとされており、上位計画である地域福祉計画が令和 8 年度までを計画期間としていることに鑑み、次期計画の計画期間は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

計画期間の方向性について、ご審議をお願いします。

■施策体系の見直しについて【資料 4】

現計画の基本理念は踏襲し、基本的視点は基本目標として位置づけを見直し、国の「障害者基本計画（第 5 次）」に基づいた施策分野等に則して施策体系を見直します。

施策体系を見直すことについて、また、見直しの方向性についてご審議をお願いします。

■基本目標への指標の設定について【資料 5】

計画の進捗状況を適切に点検・評価するため、基本目標ごとに成果指標を設定します。

基本目標ごとに指標を設定することについて、ご審議をお願いします。

■重点施策の見直しについて【資料 6】

基本目標ごとに設定する成果指標及び「川越市障害者福祉に関するアンケート調査報告書」の内容を踏まえ、次期計画期間における重点施策を見直します。

重点施策を見直すことについて、また、見直しの方向性についてご審議をお願いします。

■国の「基本指針」改正等を踏まえた見直しについて【資料 7】

国の「基本指針」の改正及び第 7 期埼玉県障害者支援計画の考え方を踏まえ、障害（児）福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標を見直します。

成果目標の見直しの方向性について、ご審議をお願いします。